内閣衆質一八六第一七九号

平成二十六年六月三日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現の正否に対する政府の見解に関する

再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現の正否に対する政府の見解に関

する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年五月二十三日内閣衆質一八六第一五九号。以下 「前回答

弁書」という。)三及び四についてでお答えしたとおりである。また、御指摘の 「美味しんぼ」における

描写の内容は、作者の表現物であることから政府として論評することを差し控えるものである。

二及び四について

お尋ねについては、 前回答弁書三及び四について及び五についてでお答えしたとおりである。

三について

前回答弁書三及び四についてでお答えしたとおり、お尋ねの「症状が見られる人がいるという事実」は

承知していない。

五について

お尋ねについては、 前回答弁書一について及び三及び四についてでお答えしたとおりである。